

(別紙1-8)

1 特定水産資源

ずわいがに日本海系群B海域

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

秋田県ずわいがに日本海系群B海域漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

ア 水域

漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。)別表第1のずわいがに漁業の項の中欄第2号に掲げる海域(外国の領海及び排他的経済水域を除く。)

イ 対象とする漁業

小型機船底びき網漁業のうち、手繰第一種漁業(許可省令第70条第1項第2号に規定する小型機船底びき網漁業のうち、第72条第1項第1号に規定する手繰第一種漁業をいう。)及びその他秋田県に住所又は主たる営業所その他の事業所の所在地がある者がずわいがにを採捕する全ての漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中((イ)に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を秋田県ずわいがに日本海系群B海域漁業に配分する。

4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。